

人民元の二重相場（オンショア人民元とオフショア人民元）

オフショア人民元（CNH）市場の成り立ち

- 従来、人民元は中国当局の通貨規制により中国本土内でのみ使用することが可能であったため、人民元の市場は中国本土内にのみ存在していました。
- しかしながら、2009年7月に中国当局は中国と香港との間における人民元建て貿易決済を解禁。中国本土外でも人民元での決済が認められるようになってきました。
- さらに近年、中国当局は規制緩和を段階的に拡大。これにともない、香港を中心とした人民元市場（オフショア人民元市場）が発展し、依然 売買規制が残っている中国本土内の人民元市場（オンショア人民元市場）とあわせ、2つの人民元市場が存在することとなっています。

オンショア人民元（CNY）とオフショア人民元（CNH）

- 現在、人民元市場にはオンショア人民元市場とオフショア人民元市場が分かれて存在しています。この2つの人民元市場では、規制の有無や市場の取引参加者が異なるため、為替レートも異なるものとなります。

みずほ銀行では、オンショア市場で調達した人民元を**CNY**、オフショア市場で調達した人民元を**CNH**と表記しています。※みずほ銀行ホームページで公表している公示レートはCNHを基準としています。

- オンショア人民元(CNY)やオフショア人民元(CNH)として異なる貨幣が実際に流通しているわけではありません。通貨はあくまで人民元として取り扱われ、ISO(国際標準化機構)で人民元の通貨コードはCNYと定められています。

オンショア人民元

CNYと表記。

中国本土内で流通している人民元

オンショア人民元(CNY)市場
(中国本土内)



オフショア人民元

CNHと表記。

中国本土外(主に香港)で流通している人民元

オフショア人民元(CNH)市場
(中国本土外)

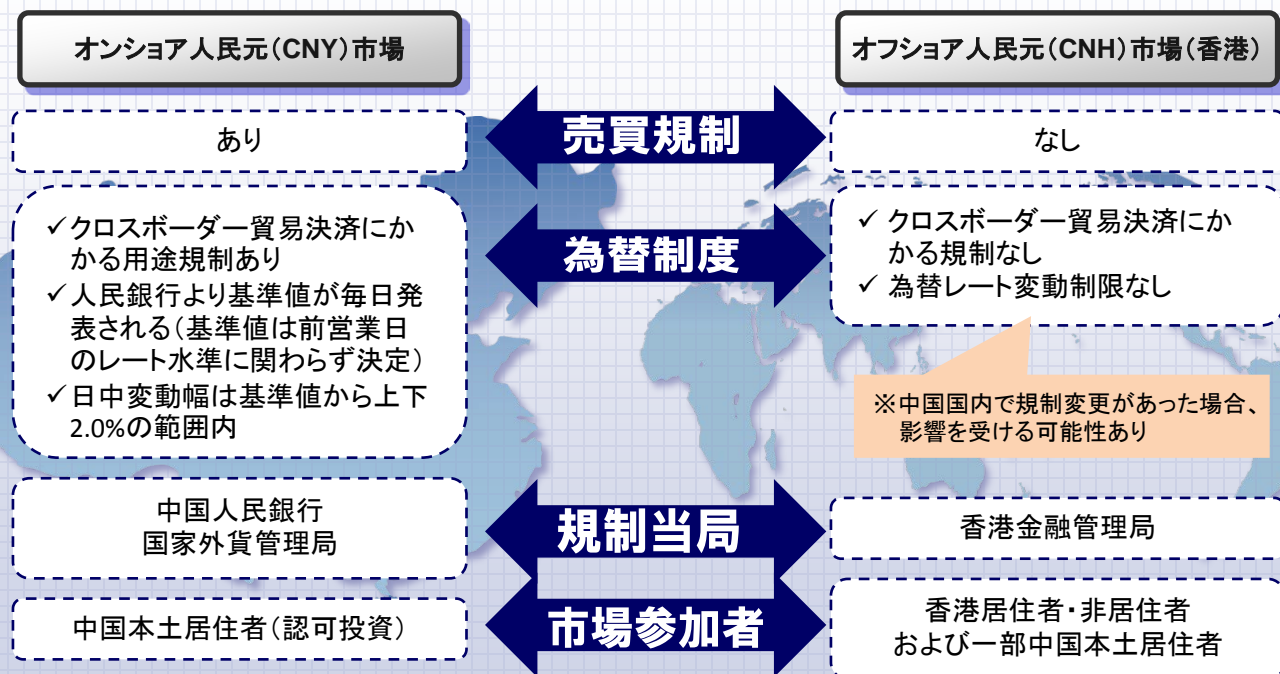


※香港、シンガポールを中心に取引市場は世界各国に拡大しつつあります

オンショア人民元(CNY)・オフショア人民元(CNH)の違い

※2014年11月時点

オンショア人民元(CNY)、オフショア人民元(CNH)の違いには主に以下のようなものがあります。



オンショア人民元(CNY)・オフショア人民元(CNH)の利用可能な取引

オンショア中国元(CNY)の売買取引は、現在貨物貿易に関する需要に限定されています。この規制は、2011年6月3日付で中国人民銀行が公布した「クロスボーダー人民元業務に関する問題の明確化についての通達(145号通達)」に基づくものです。オフショア人民元(CNH)は本規制の対象外となっています。

145号通達の規制による売買可能な取引

規制有

オンショア中国元(CNY)による売買取引

貨物貿易(輸出入)

※その他のCNY売買は不可

規制対象外

オフショア中国元(CNH)による売買取引

貨物貿易(輸出入)

サービス貿易(物流関連費用等)

その他経常項目(貸付金利、配当等)

資本(出資・親子ローン)

<みずほ>でのお取り扱い、お取引店またはお近くのみずほ銀行までお問い合わせください。

ご注意

1. 作成目的:

本資料は、情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。

2. 法律上、会計上、税務上の助言:

本誌記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。

3. 著作権:

本誌記載の情報の著作権は原則としてみずほ銀行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

4. 免責:

本誌記載の情報は、みずほ銀行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前連絡なしに変更されることもあります。みずほ銀行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容いかににかかわらずいっさいに責任を負いません。

